

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

公 告

公 告

下記防火対象物は、火災の予防に危険であること及び消火、避難その他の消防の活動に支障となると認めため、平成28年 7 月 5 日、消防法第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり履行するよう命令したものである。

平成28年 7 月 8 日

静岡市消防長 望月 昇

記

1 防火対象物

住所 静岡市葵区紺屋町 7 番地の 7

名称 サンピアレビル

2 命令を受けた者

住所 静岡市駿河区稲川一丁目 6 番 7-1702号

氏名 株式会社くすり自然堂 代表取締役 羽生成子

3 命令事項

上記防火対象物地下 1 階階段ホール及び地下 1 階避難通路防火戸出入口に、みだりに存置している物品（プラスチック製ゴミ入りゴミ箱 2 個、木製箆子 2 枚、プラスチックコンテナ等の入れられたスチール製 4 段ラック 1 個、テーブル 1 個、のぼり 2 本その他みだりに存置された物品）は即時に除去すること。

4 命令の理由

立入検査を実施したところ、平成28年 7 月 5 日 19 時 15 分に、地下 1 階階段ホール及び地下 1 階避難通路防火戸出入口に、みだりに存置している物品（プラスチック製ゴミ入りゴミ箱 2 個、木製箆子 2 枚、プラスチックコンテナ等の入れられたスチール製 4 段ラック 1 個、テーブル 1 個、のぼり 2 本その他みだりに存置された物品）を確認した。

この存置している物品は、消防法第5条の3第1項に規定する、放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件及び放置され、若しくはみだりに存置された物件にあたり、火災の予防に危険であること及び消火、避難その他の消防の活動に支障となると認められること。